

令和 8 年
第 1 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 1 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 1 月 2 7 日（火）午後 3 時

会場 2 1 0 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和8年第1回立川市農業委員会総会

令和8年1月27日（火）

立川市役所210会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木豊君	10番	鴻地文武君
2番	嶋田貞芳君	11番	岩崎紗矢佳君
3番	高杉晋一君	12番	高橋浩久君
4番	内野智行君	13番	宮岡広行君
5番	橋本良子君	14番	田中佐一君
6番	浅見恵子君	15番	清水茂男君
7番	宿谷豊君	16番	川野進君
8番	横幕玲子君	17番	岡部良己君
9番	森谷一郎君		

事務局職員

局長 八谷俊太郎君

係長 熊谷寛君

主事 東島信幸君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。1 月も末になってきましたけれども、また、本年も皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私たち 2 5 期の農業委員会も残りが半年ということですのでございます。いよいよ各地区でもいろんな推薦とかが始まっているかと思ひます。推薦状のほうも期限というのがありますので、期限までには推薦状を出していただきたいと思ひますので、各農業委員さん、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は、議題の中で適格者が何件かあります。あと、都市農地貸借円滑化法もありますので、ちょっと時間的にかかる予想をしておりますので、どうか皆さんの御協力でスムーズに議事が進むよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和 8 年第 1 回立川市農業委員会総会を開催いたします。立川市農業委員規則第 6 条の規定を満たす数の委員がご出席しておりますので、本総会は成立しております。本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。それでは座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は 1 5 番の清水委員、1 6 番の川野委員にお願いをいたします。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 1 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 3 件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 報告の前に、今日は、選挙の関係で急遽会議の会場が 1 0 1 会議室から 2 1 0 会議室ということで変更になりまして、皆様に御連絡ができず申し訳ございませんでした。お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは初めに、報告事項 (1) 事務報告を行わせていただ

きます。着座にて失礼いたします。

1月6日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催され、会長と事務局が出席をいたしました。

1月14日（水）、東京都指導農業士認定式が開催され、事務局が出席をいたしました。

1月16日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席をされました。

1月26日（月）、北多摩地区農業委員会連合会冬季地区別検討会が開催され、会長、職務代理、事務局が出席をいたしました。

委員会といたしましては、1月16日（金）、1月の総会に向けた現地調査を、27日（火）午後3時より第1回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

2月4日（水）、北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式が開催され、清水委員、会長、職務代理、事務局が出席を予定しております。

2月6日（金）、中里地区の地域計画座談会が開催され、会長、岡部委員、川野委員、事務局が出席を予定しております。

2月10日（火）、東京都農業会議常設審議委員会理事会が開催され、会長が出席される予定です。

2月24日（火）、第67回東京都農業委員会・農業者大会が開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が出席を予定しております。また、同日、顕彰事業受賞者祝賀会も予定しております。

委員会といたしましては、2月16日（月）、2月の総会に向けた現地調査を、26日（木）午後3時より第2回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出

1 件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町 1 丁目の 2 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1, 293 m²。転用目的は住宅用地でございます。周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 3 件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1 件目、農地の所在は幸町 2 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 132 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は羽衣町 3 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 235 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は幸町 6 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4, 274 平方メートル。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ただいま報告がありました件について、何か御質問があったらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題に呈します。

本日は複数ございますので、1 件ごとに説明と申請者への意思確認を行いたいと思います。それでは、事務局より議案第 1 号の 1 について説明をお願いします。

局長 議案第1号の1について御説明をいたします。
特例農地は西砂町3丁目の1筆の一部となります。
現地調査を、申請人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

略図の1を御覧ください。略図1は西砂小学校の西、自宅前に広がる農地となります。小麦やネギなどを生産されておりました。肥培管理は良好です。これから分筆されるためとのことですが、境界は確認できております。生産された小麦の脱穀、製粉するところが近隣でなくなり、今後どこで行うか悩んでいるというお話をいただいております。

議案第1号の1については以上となります。

議長 それでは、議案第1号の1について、現地確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、岡部委員、お願いします。

17番 特に補足することはないんですけども、自家消費の野菜や果樹が生産されているようです。先ほど説明がありましたけれども、小麦が以前はみの一れなんかで販売もしていたんですけども、製粉できないということで、今後はやはり自家用で終わってしまうようです。圃場はきれいでしたので問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

16番 今、岡部委員がおっしゃったとおり、肥培管理は良好だと思えます。特に問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 特に問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、職務代理の嶋田さん。

2 番 今まで委員のほうから説明があったとおり、肥培管理も良好ですし、今後もきれいに管理していただければと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中をお越しいただきまして、ありがとうございます。

それでは、申請人の方には、相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会において改めて意思確認をさせていただきます。ぜひ御協力のほどお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。初めに、農業経営部会長、次に、土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願いをいたします。

1 7 番 こんにちは。お時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。簡単な質問ですけれども、お聞きしたいと思います。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、

様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では、御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。そこで確認をさせていただきます。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思が
おありでしょうか、お答えをお願いいたします。

申請人 よろしく申し上げます。私は、30年前に父が亡くなりまして、そのときに、母が生産緑地として土地を継いだわけなんです。そのときから私が一応経営、生産、全てを担ってきまして、約30年間たって、ここで母が亡くなりましたので私のほうで相続をして、土地は少なくなりましたが、私が死ぬまで一生、今までと同様に続けていくつもりでございます。それでよろしいですか。

17番 分かりました。少なくなったといっても、まだこれだけあればいろんなものを作れると思いますので、また肥培管理に注意しながら続けていただければと思います。今日はありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

それでは続きまして、高杉土地利用部会長申し上げます。

3番 今日は、忙しいところありがとうございます。私のほうからも質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他僅かな業種のみ適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ、家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。そこでお尋ねします。

後継者の育成や申請者以外の農業補助者家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 30年間、私一人だけではなくて、私の妻と2人で何だかんだやってきたつもりでございます。今後、私も高齢ですし、

私の妻も結構いい高齡になってきていますので、いつ動けなくなるか分かりませんので、そこで、2年前に長男夫婦が戻ってきて住んでおります。長男夫婦は造園関係をいつとき仕事にしております、夫婦2人ですが、資格も造園の資格を持っていたり、嫁のほうも樹木医の資格を持っていたり、そういった面で、非常に造園に関してですけれども、結構知識は豊富に持っています。

いずれにしても、私が動けなくなったときは、息子夫婦にやれよというふうには言っていますし、本人も今、子育て中なんですぐ動けないんだけれども、少しずつというようなことは言っておりますので、その辺は非常に私としても、気が楽な部分があるかなと思っています。

3番 ありがとうございます。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながらぜひよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願いがございます。先ほども言いましたが、こちらの納税猶予は、もう御存じのとおり、3年に1回は農地確認ということで、肥培管理がちゃんとできているかという確認をまたさせていただきますので、そのときには御協力をお願いしたいと思います。

この封筒の中に、先ほど両部会長からいろいろお話があった内容が書いてありますので、お帰りになりましたら、御家族にも見ていただいてぜひ御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。それではこちらを渡してください。

本日は、本当に忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。これで終了いたします。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第1号の2について、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第1号の2について御説明いたします。

特例農地は幸町5丁目の3筆となります。現地調査を申請者立会いの下、宮岡委員、嶋田職務代理、高橋委員、高杉委員、岩崎委員、事務局で行っております。

略図の2を御覧ください。略図2は、立川第四中学校の南西に広がる農地で、アーモンドやマユミ、ソヨゴなどの植木を生産されておりました。作業委託も行いながら生産されているとのこと。剪定枝や使わなくなった散水用のパイプが残っていたため、委員から片づけるよう指導がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第1号の2の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。議案第1号の2について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、宮岡委員、お願いいたします。

13番 説明どおり、文字どおりなのですが、あとは補足としては、伐採した枝がちょっと残っていたような記憶があるので、その撤去のほうも、片づけますというふうにおっしゃっていたので、それぐらいで、あとは特に問題ないと思います。

以上です。

議長 地元委員の高橋さん、お願いします。

1 2 番 畑のほうは常緑樹の植木を中心に生産されており、肥培管理は良好です。先ほど指摘があったとおり、支柱が落ちているのとか、手入れをされた枝とかも片づけのほうが始まっておりますので、全く問題ないと思います。後日また確認に行ってきますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉委員をお願いします。

3 番 皆さんが言ったとおり、肥培管理も良好ですし、問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 現在は作業委託を活用されているというところでしたが、もし代替わりをされて、いろいろと分からない点などもあって、何か十分でないようであれば、正式に貸借の手続きを取るようなことはあってもいいような様子でしたけれども、その辺は3年後とかに、様子を見ながら、ちょっとそのほうがよさそうな感じではありました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2 番 今、各委員から説明があったとおり、肥培管理もよかったと思いますし、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

1 5 番 公簿上、29㎡の墓地があるということなんですけれども、地図上ではどこにもその墓地の囲いはないようなんですが、そこはどうなっているんでしょうか。

係長 御説明いたします。図面のほうで長方形になっている中に、墓地の地目で、現況が畑の部分が含まれております。今回の農

地としては、畑の部分を除くとかそういう形ではございませんでしたので、全体を表示させていただいております。

以上でございます。

議長 清水委員、何か納得していないような顔しているけれども、何かいいですか。

1 5 番 もしそれが畑ということであれば、墓地は畑にはなっていないんですか。現況はもう畑になっているということであれば、墓地はなくなって畑にはならないんですか。

1 4 番 登記していないだけじゃない。

1 5 番 それだけの話？

議長 事務局、今の質問はこれでいいですか。

係長 現況が畑ですので、今回の調査の対象とさせていただきます。地目につきましては、今回の場合、畑のほうに地目の変更をもしするとなれば、地目変更の登記の手続を取っていただければ、地目の変更は可能となりますので、所有者の方には、できれば地目変更の手続を取っていただきたいということでお話しさせていただきたいと思います。

1 5 番 分かりました。

1 4 番 じゃ、この墓地のほうで農地台帳には登録してあるということですか。

係長 農地台帳登録につきましては、課税データのほうと連携することになっております。法律上なっているんですけども、その中で、登記地目につきましては課税課からいただいております。墓地となっております。現況につきましても、我々の農業委員会で確認した上で、課税の現況地目も畑という形になっておりまして、同じ地目で2つに分かれているというのが現状でございます。台帳には現況畑となっておりますので、農地台帳には登録してあります。

1 1 番 今のところで質問なんですけれども、農地台帳に登録したときには現況調査みたいな、いつもやるじゃないですか、6か月後みたいな。そういう手続を経て載っているということなん

ですか。それとも、課税課が農地と言っているから、そのまま農地台帳に載ったということなんですか。

係長 過去からずっと畑だった場合は、現地調査をしたかどうかについて事務局で把握をしているわけではございませんが、当初、農地台帳登録したときには、当然、現況が畑であるということを確認した上で登録しているものと理解しております。今後、例えば農地台帳登録などがある場合は、現委員の方でも調査していただいているとおおり、農業委員会のほうでここが畑であるということを確認して、それをもって課税課のほうも現況地目畑とさせていただきますので、まずは農業委員会の確認ありきということになります。

以上です。

1 1 番 分かりました。ありがとうございました。

議長 そのほか、御質問ありますか。よろしいですか。

1 4 番 もう 1 回いいですか。税金のことを考えると、墓地ならばゼロ円ですよ。農地になったら課税されますよね。そうすると、農家の方は課税がないほうがいから墓地でいっちゃうんじゃないかなと自分は思っているんだけども。

係長 課税につきましては課税課に確認をしないといけません、現況地目で課税課で畑という形にさせていただいております。畑となっている場合は、基本的には課税のやり方が畑ということで登録しておりますので、課税上は畑の課税になるものところらでは理解をしております。ただ、今、委員からの質問がございましたので、そこについて正確にどういう状況でやっているかというところは、課税課のほうに確認をした上で、改めて後ほど報告させていただきたいと思えます。

議長 田中委員、よろしいですか。後日また報告があるということで、お願いします。

そのほかよろしいですか。それでは御質問はないと認め、証明書の発行を前提として、申請者の意思確認を行いたいと思えます。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。
ございます。

申請人の方には、相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会におきまして、改めてその意思確認をさせていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。初めに、農業経営部会長、次に、土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは初めに、農業経営部会長お願いします。

17番 本日は、お出でいただきましてありがとうございます。簡単な質問ですけれども、お聞きしたいと思います。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。そこで確認をさせていただきます。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思が
おありでしょうか、お答えをお願いいたします。

申請人 父母が守ってきた農地で、そこで農家として守り続けてきた以上、私も生涯にわたってそこを農地として守っていく覚悟
であります。その上で、うちの近くには植木屋さん等がありまして、その植木屋さん等と協力してもらって、苗木を買い、うちのほうでその苗木を育て、それをまた販売するという形を今
取っております。そういうつもりで、これからも私は生涯そこを農地としてやっていく覚悟でございます。

17番 どうもありがとうございました。ひとつ頑張ってください。

議長 ありがとうございました。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 今日は、お忙しいところありがとうございます。私のほうからも質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他僅かな業種のみ適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ、家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。そこでお尋ねします。

後継者の育成や申請者以外の農業補助者家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。よろしくお願いします。

申請人 私には、家族として、おかみさんと娘1人しかいませんが、娘も去年やっと社会人となり、うちの母親の農家の大根とか白菜とかを小さいときから食べており、自分でも将来は守っていかうという気持ちが芽生えていると思います。ですので、行く行くはそのつもりで考えているとは思いますが、だんだん年を取れば私らも草むしり云々を手伝うことを希望して、多分、娘ですがやってくれるとは思っております。あと、その娘も近くのやはり植木屋さん等と同級生でありますので、また協力をしてもらいながらも続けていく覚悟だと思っております。

3番 ありがとうございます。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながらぜひよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私から申請人の方にお願

いがございます。この納税猶予制度は、3年に1回は我々農業委員会で現地確認をして、適正に管理しているかどうかという確認をさせていただきます。適正に管理されていれば農業委員会で証明書を発行いたしまして、それをまた税務署に届出を出すという形になっていると思いますので、今後とも肥培管理等についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらの封筒の中は、先ほど両部会長からいろいろ御質問等があった内容が書いてありますので、お帰りになりましたら、御家族にも見ていただいてぜひ御理解いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日は、本当に忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。これで終了したいと思ひます。

申請人 どうもありがとうございます。失礼します。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の2、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第1号の3について、事務局より説明をお願いします。

この議案は、委員の世帯に関する事項についてのことが含まれておりますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事に参与することができませんので、該当の委員はここで一旦退席をお願いいたします。

〔申請人 退席〕

議長 議案第1号の3について、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第1号の3です。特例農地は、西砂町1丁目の5筆と西砂町2丁目の4筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、森

谷委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図3を御覧ください。略図3は、西砂小学校の東に広がる農地となります。4か所に分かれておりますので、図の北側から順に説明させていただきます。

まず、一番北側の農地ですけれども、こちらはキャベツやレタスが生産されておりました。今後、所有のビニールハウスを移築する予定とのことでした。ウド室がありましたが、今後使用予定がないため、現在撤去作業中でございます。畑の北側、自宅境は生産と関係ない樹木が大きく育っており、剪定や伐採を予定されているとのことでした。肥培管理良好で、境界も確認できております。

続きまして、西側の北側の畑を御覧ください。こちらではキャベツの生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界は南西部分以外、確認ができております。南東角地に、過去に看板を設置していた名残でコンクリート基礎が残っていたため、撤去するように委員から指導がございました。

続いて、西側の南側の畑を御覧ください。こちらではキャベツや大根、ブロッコリーを生産されておりました。肥培管理は良好でした。調査時点で南西の出っ張っている箇所については特例農地の対象ではなく、申請の誤りとの説明がありましたが、後日申請者から、やはり対象地であるとの連絡を受けております。当日はその箇所も含めて現地調査を行いました。境界は南西のL字になっている部分以外は確認できております。

最後に、一番南側の農地となります。こちらでは、今後キャベツの作付を予定されているとのことでした。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第1号の3の説明は以上となります。

議長 議案第1号の3について、現地を確認を担当された隣接委員さんから補足説明をお願いいたします。

それではまず初めに、嶋田職務代理、お願いします。

2番 この方の農地ですけれども、非常に広い農地がまだ残って

おりまして、事務局から説明があったとおり、肥培管理は良好でした。それで、自宅前の敷地ですけれども、こちらの自宅寄りのところが、今、柿の木ですとかそういうものが多く植わっているんですけれども、今後その辺を、お父様の意向があつて、かなり思い入れのある柿の木が何本か植わっていたということなので、それもこの機会に、ちょっと大きくなってしまっているので全部伐採をして、その後、レモンだとかを植えていきたいというようなことをおっしゃっていました。

それと、以前ウドを生産されていた農家さんなんですけれども、ウドのほうは今やっておりませんので、ウド室があつたんですけれども、それも今取壊しを始めておりまして、今後整地をした後、そこに別の場所にあるハウスを移設して畑として使っていきたいということでした。

それと、小学校の隣の農地ですけれども、一部、当日ここは適用農地から外してありますという説明だったんですけれども、確認の後、やはり入っていましたということです。そのときに1本くい確認できなかつたんですけれども、添付書類の中に地籍測量図もついておりましてそれを基にして石というか、目印をつけてもらっているのも確認しておりますので、問題ないと思います。

あと、ほかの南については問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岡部委員お願いします。

17番 この方は日頃からいろんな野菜を大変多く生産している方なんですけれども、肥培管理は良好で、特段付け加えることはありません。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員お願いします。

9番 事務局が言われたとおりで、肥培管理も良好で、付け加えることもありませんので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員をお願いします。

1 1 番 特に問題ないです。キツネが出てくるということなので、
かかしで対策をされていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、御質問等がありましたら
お願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、証明書の発行を前提とし
て、申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼
んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 内容は十分承知していると思うんですけども、一通り説
明しますね。

相続税猶予制度については十分御理解いただいていると思
いますが、本総会において改めて意思確認をさせていただきます
ので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく適用されなけれ
ば制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地
の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで、
農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。初めに、
農業経営部会長、次に、土地利用部会長の順に質問をいたしま
す。

それでは初めに、岡部農業経営部会長お願いいたします。

1 7 番 委員を務めている上で、十分に御理解されているかと思
います。決まり事でありますので、改めて確認させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり
農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、

様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかねばなりません。そこで確認をさせていただきます。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思が
おありでしょうか、お答えをお願いいたします。

申請人 ふだんからいろいろとお世話になっております。

先に昔話をちょっとさせていただきたいんですけども、私の祖父が平成4年に亡くなりました。その当時、私の父が現役で農業委員をやっていたということで、まさか私が現役の農業委員のときに、またこういった形で皆さんのお世話になるとは思わなかったんですけども、よろしくをお願いいたします。

その前の平成4年の前に何があったかという、長期営農継続農地がなくなって生産緑地に一本化され、納税猶予も生涯という形で現行の制度に変わった年でした。私の祖父のときに生産緑地の買取り第1号ということで大分混乱していたのを覚えています。ただ、そのときの厳しい条件の中でも、先人の人たちは畑を残していこうということで、これだけ今畑を残していただいたということで、引き続き、私も生涯現役を目指して頑張っていきたいと思います。

以上です。

17番 どうもありがとうございました。大分面積が広いようであり
ますので、とにかく体を大事にさせていただいて、経営を引き
続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長お願いします。

3番 私からも質問させていただきます。相続税の納税猶予制度
は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、
農業その他僅かな業種のみ適用される特例措置です。立川市
をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努

力をしていますが、申請者をはじめ、家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。そこでお尋ねします。

後継者の育成や申請者以外の農業補助者家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。お願いします。

申請人 私は今、妻と2人で基本的には農業に携わっております。子供が3人、女の子がいて、末っ子が大学を卒業して全員社会人という形になります。小さい頃は夫が手伝ってくれたんですけれども、ちょっとやっぱりお年頃といいますか、社会人になってしまうとなかなか農業のほうを手伝ってくれる機会は少ないんですけれども、親と上司は選べないという言葉もありますけれども、農家の家に生まれた以上、誰かが跡を取ってくれると思っております。今急には、おまえやってくれということは、なかなか厳しい経営になってきておりますので、すぐというわけにはいかないと思うんですけれども、徐々にそういった形で気づきをしていただければいいのかなと思っています。それまでは頑張っけてやっていきたいと思っております。

父がなぜか外の手を入れるのがあまり好きじゃなかったもので、家族労働の中で今までやってきたんですけれども、これからは多少外の力も借りながら経営をしていければいいかなと思っています。

以上です。

3番 ありがとうございます。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。これからだんだんお年を取ると思うんですけれども、お体に気をつけながらぜひよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたらお願いしたいと思っております。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方
にお願いがございます。現職の農業委員さんだから、もう内容は十分御理解していただけますので、ただ、こちらに入っている内容は、先ほど両部会長から質問した内容が書いてありますので、お帰りになりましたら、御家族にも目を通していただいてぜひ御理解いただいて、今後とも農業経営に携わっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それではこちらを渡してください。今日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号の3、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続けて、次の議案は農地の貸借でございます。生産緑地と宅地化農地の貸借を同一の方の間で行っています。このため、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定についてと、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、一括して議題に呈します。

審議の内容は一部異なりますが、併せて事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第2号と議案第3号の内容につきまして、まとめて御説明をさせていただきます。本件につきましては、先ほど議長から説明がありましたとおり、借受人、貸付人がいずれも同一で、生産緑地と宅地化農地を一体として貸借するため、まとめての御説明とさせていただきます。

農地の所在、貸借人の住所、氏名については記載のとおりとなります。今回申請された都市農地貸借円滑化法の事業計画の審査決定に関する農地については、一番町2丁目の1筆と3丁

目の1筆、貸借の許可を受けようとする申請農地は一番町2丁目の1筆となります。

略図を御覧ください。略図は松中団地の南に広がる農地となります。事業内容といたしましては、貸付人の生産緑地及び宅地化農地に、借受人が使用貸借権を設定し、露地野菜、主にブロッコリーやキャベツの生産を予定しているというものとなります。

初めに、両議題の共通の貸借における要件について御説明をいたします。審査要件の3要件が両議題で共通になります。

審査要件の①全部効率利用要件ですが、借受人は市内2,600㎡ほどの農地を借り受け、今年4月から新規就農された方になります。家族も含めて3名で経営をされており、必要な農機具についても保有されています。東京農業アカデミーを卒業され、新規就農でありながら既に品評会での入賞実績もあり、順調に経験を積み重ねられています。また、貸付人も1割以上の従事をする事となっております。これらから、農地全体を効率的に利用する要件を満たすものと考えます。

続いて、審査要件の②農作業の従事要件ですが、申請者の従事日数が年間300日となっておりますので、要件を満たしていると考えております。

また、審査要件③地域との調和要件ですが、農薬等散布は、隣接した畑に留意しながら防除基準に従って行うとのことでした。また、地域の総会や清掃活動等にも参加され、貸付人とも日頃からコミュニケーションを取り、地域の実情を鑑みながら営農するとのことですので、問題が生じることはないものと考えます。

以上が両議案の共通事項になります。

続いて、都市農地貸借円滑化法における要件ですが、土地農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など複数の要件のうち1つ以上を満たす必要がございます。こちらの計画では、立川市の共同

直売所で販売活動を行う予定とのことですので、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第4条に規定する事業計画として決定できないものではないもの、また、農地法第3条第2号に規定する許可をすることができないものに該当しないと考えてございます。

なお、申請においては要件等を満たすものと考えておりますが、現地調査で北側の畑の南端に農業資材置場や茶の木があったため、返還する際に問題とならないよう事前協議することをお願いしております。

長くなりましたが、議案第2号及び3号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 まず、略図の南側の農地は全て境界等も確認できて、畑の肥培管理も良好で問題はないと思います。北側のこの広い農地なんですけど、今事務局から説明があった南側の端っこですか。ここに資材置場みたいなのところがあったんですけど、職務代理からも何かお話をすることだったんで、その辺は後で報告していただければと思います。あとは問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして。嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、鴻地委員からありました団地寄りの敷地なんですけれども、ここに畑に使っている資材等が置いてある場所があるんですけども、これについては一応貸主さんのほうにお話をし、貸主さんが責任を持ってどけてもらうということになって、今日も来る前に確認したんですけども、徐々にですけども大分きれいに片づいておりますので、引き続きやってもらえると思いますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9 番 肥培管理も良好で、問題ないと思います。この方は以前にも貸借の申請をされていた方なので、そちらの畑もブロッコリーとかトウモロコシを作られて、ちゃんと肥培管理をしていましたので、問題はないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 今回借りることによって面積が大分広くなりますが、奥様とかもお手伝いされるんでしたかね。それで全部を効率的に利用できるということでしたので、その点は問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。この貸す方は、以前、引き続きでも話したんですね。大分高齢の方なので、ぜひ貸借で貸してくださいということをお願いしておいたところで、本当に借りる方が一生懸命やられているので、ちょうど本当によかったなと思っております。

それでは、ただいま説明がありました件について、質問があったらお願いいたします。

1 1 番 書類のおかしなところがあるので一緒に見ていただきたいんですけども、まず、円滑化法の事業認定申請書の1ページ目の一番下の使用貸借の始まる時期、「始期」のところが「令和8年1月1日」になっていますが、一緒に添付されている農地貸借契約書は訂正されていて、2月1日から10年間になっています。わざわざ訂正されて訂正印まで押されているので、本人の意思としては2月1日からなんじゃないかなと思いますので、この後、御本人に時期を確認するという方法でいいんですかねというところです。

もう一つ、3条のほう、許可申請書には日付は書いていないのですが、3条は日付が書いていなくていいのか。10年間と

しか書いていない、始期は書いていないんですが、それでいいんですか。3条のほうの後ろについている契約書も、2月1日からになっていますので……。すみません、3条許可書は、借り始めの時期を書かなくてもいいんですか。ちょっとそこところが心配です。

それから形式的なところでいうと、同じく3条のほうの許可申請書のところで、これはただの訂正でいいと思うんですけども、1の当事者の氏名等の欄の当事者の「譲渡人」と「譲受人」とあるんですけども、これは所有権移転ではないので、「貸付人」とか「借受人」というのが正確なんじゃないかなと。ひな形が間違っているのかは分からないんですけども、誤解がないようにしたいです。

あと、2の許可を受けようとする土地の所在等というところの所有者欄が空欄なので、これは多分入れなきゃいけないものではないかなというところが、形式的な不備があるので、この形式的な不備の補正を求めずに許可を出すことは、農業委員会としていいのかどうかという問題が行政手続としてあると思うんです。そこは御確認いただいた上でがいいのではないかと思います。

それで次に、この農業委員会の審議事項としては今の点であって、ここから先は農業委員会の審議許可する前提のものではないんですが、後々トラブルになるかもしれないという点でちょっと付言したいです。これは契約書のひな形の問題だと思うんですが、どちらの契約書でもいいですが、3の契約の解除というところの(2)も(3)もそうなんですけれども、例えば(3)は、甲が死亡したときには相続人等は解約をすることができる。「解約の申入れがあった場合には、申入れ事実を知った日から6ヶ月以内に相続人等に対し土地を返還するものとする」というところなんですけど、解約の申入れをしたらいつ契約が終了するかというのが明示されていないんですね。

一方で、その2つ下、5の原状回復という欄に、「使用貸借

が終了したときは、乙は、その終了の日から60日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する」とあって、「終了してから60日以内」というのがあります。上に戻って3の契約の解除だと、「申入れ事実を知った日から6ヶ月以内」というので、申入れ事実を知った日に仮に終了したとしたら、上では6か月というふうに言っていて、下では60日といているから、いつ返せばいいんだろうというふうな話になるし、この文言だけ見ると、解約の申入れがあった日に終了するとは書いていないから、申入れがあつてから何か月以内に終了みたいところが仮にあったとしたら、そこが起点になって、そこから6か月というふうになりますよね。

恐らくこの貸主さんの合理的な意思表示というのは、もしも返してもらったたら申入れを、相続が発生して解約の申入れをするのか、相続の発生日か分かりませんが、そこから6か月以内に返してほしいという、恐らくそういう趣旨のことだと思うんですが、それはこの契約書には表れていないので、これではいつ返せばいいか分からないですよという話になっている気がするので、農業委員会としてそれをわざわざ指摘するかどうかは別として、ちょっと本人たちが困っちゃうよねというところはあるかもしれない。

もちろん両者ともにトラブルにならないようなお人柄だとは思いますが、御家族を亡くされて精神状態のよくない相続人に難しい話をしたときに、混乱を招く可能性が十分ある契約書ではないかというふうに思っています。本日の決議としては、先ほどの不備の補正というのは必要だと思いますが、こちらの内容は別に農業委員会が決議すべき内容ではないので、そこはこの後の決議に影響するところではないと思いますが、これはかわいそうなのではないかと。多分ひな形が悪いので、そこがかわいそうだと思うんです。

仮にひな形だとしても、全部6か月になっていけば、解約の申入れをした日に6か月なんじゃないかというふうに、みんな

が推定的意思を働かせられるところなんだと思うんです。合理的意思は6か月なんじゃないのか、相続なり、解約申入れなり。今回の場合は、下は60日以内だから余計混乱するという感じですか。全部が6か月だったら6か月以内と共通認識が取れなくてもないかなとは思いますが、そこのところは……。

局長 普通に考えれば、契約を解除したときが終了。

1 1 番 そうです。

議長 解除と契約が終了したのとはまた違うでしょう。

1 1 番 契約の終了というのは、解除、合意解除、期間経過とかそういう終了事由は全て理由にかかわらず、終わったことは全部終了というんですよ。だから解除によって終わっても、期間満了で終わっても、合意解約で終わっても全部終了。そこから何か月というところなんです。

局長 委員に質問するのもあれですが、契約の解除ということで、6か月前に解約の申入れをするということになっている。(2)の契約の解除です。そうすると、6か月前に申出をしたということは、6か月後に契約が終了するというふうに読むことができるのではないかなというところがちょっと気になりました。ただ、(3)のほうは、解約の申入れとなっておりますので、解約申入れをして、受けますよとなったらその場で終了と読めるので、(2)と(3)もまた終了の時点が違うのではないかなというふうにも思われますので、そこも含めて、ひな形の整理が必要かなと思いましたので、発言させていただきました。

1 1 番 局長のおっしゃるとおりで、この契約書のひな形は多分賃貸借契約を使っていて、賃貸借契約には(3)がなくて、(2)は賃貸借契約の18条の2項の合意による解約を想定して書いているものなので、局長のお考えのような読み方ができると思いますが、それをベースに使用貸借に持ってきたからちょっとおかしいことになっているところがあります。そのあたりはひな形の改定を、農業会議が出しているのかもしれないけれども、ちょっと御検討いただくべきだと思います。

議長 分かりました。この件については、今回の審議の対象ではないですが、事務局に一応対応のやり方だけでもちょっと説明してもらえますか。

係長 本契約につきまして、今、委員からもお話がありましたとおり、この様式につきましては、東京都農業会議からひな形を頂きまして我々のほうで使わせていただいております。今の御質問につきまして、農業会議のほうに疑問点が出たというところでまた相談させていただきたいなと考えておりますので、その回答などはまた後日報告させていただきたいと思っております。

もう1点、都市農地貸借円滑化法に基づく事業計画の認定申請書の日にちの部分です。申し訳ございません。当初、12月の総会に間に合うように申請をされる予定で御相談を受けて書類などの確認をしていたんですが、その際に、1月1日からの予定で全て見ておりまして、提出日がちょっと遅れてしまったということで、今回の1月の総会に回すことになってしまいました。遅れた時点で、この部分も修正を本来すべきところでございしましたが、書類の申請日の変更部分に頭が行ってしまいまして、こちらの開始日、令和8年1月1日のところを修正していただくことをその場で漏らしてしまいました。契約書のほうでは修正をお願いしたところなんですが、認定申請書のほうでは直すことを漏らしてしまったということでございます。

局長 先ほど岩崎委員からもお話しいただきましたとおり、賃借権の始期については、2月1日でいいかというところで御質問いただきまして、その中で御確認いただいて御承認いただくということで手続を取っていただけたらと思っております。大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。

11番 あわせまして、3条のほうの申請書の譲渡人とか譲受人とかも、貸付人、借受人でいいということと、所有者も、この富士野さんで間違いないというところを確認して、記録に残して、後で訂正してもらおうということで不備なく進められるということによろしいですか。

議長 事務局、よろしく申し上げます。
そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは質問はないと認め、事業計画の承認及び農地の貸借許可を前提として申請人に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 大分お待たせして、すみません、忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

今回は、都市農地円滑化法の農地法第3条の許可による貸借を併せて審議いたします。2つの法律による共通の貸借の採用権については、先ほど事務局から説明がありました。共通する要件以外に、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審議などがありましたので御説明をお願いいたします。

それでは、私から質問させていただきます。都市農地円滑化法は、生産緑地の貸借制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものです。本法律においては、申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。申請人におかれましては、立川市や隣接する地域生産物の5割以上の販売を行うという計画を掲げられております。ここでお聞きいたします。

当該事業内容の詳細について、御説明をお願いいたします。

申請人 新しく借りるところだけではなくて、全体的にという解釈でよろしいですか。

議長 新しく借りるところの事業内容を説明してください。

申請人 このたび、新しく2枚で35aほどの畑を貸借するお話をいただきまして、お借りすることになっております。そこでは、2枚の畑になるんですけれども、およそ13aの畑と22a程

度の畑になるかと思うんですけれども、13aの畑ではブロッコリーとキャベツを栽培していこうというふうに考えております。22aのほうでは、ネギと枝豆の栽培をやろうと考えております。そこで取れた生産物に関しましては、みの一れ立川とスーパー、あとは自前の直売所で直売会をやったりしていますので、そこで販売していこうというふうに計画をしております。以上です。

議長 ありがとうございます。

そうしましたら、立川市や隣接する地域で5割以上販売はするということよろしいですね。

申請人 そうですね。ほぼ全てという形になっています。

議長 それでは続きまして、都市農地円滑化法による貸借の事業計画の認定につきましては、貸付人の責務についても考えなくてはいけませんので、具体的には借受人の年間従事日数の1割程度、貸付人が従事する必要があります。これは、将来、相続が発生した際に、主たる従事者の証明の発行を担保するため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画していくものです。そこでお聞きします。

貸付人の従事事業等の関与の仕方についてお聞かせください。お願いします。

申請人 1割従事という部分になろうかと思うんですけれども、私に畑を貸していただける方は、ちょっと御高齢ということもあって、実際に耕作というのはなかなか難しいという状況です。草管理ということで、今は息子さんのほうでトラクターをかけてというふうにやっていたらっしゃる状況だったんですけれども、引き続き、私が畑を貸していただける地主さんにつきましては、見回りであったりとか、あとは地域の方との苦情に対する御相談、私のほうで地域の方との関わりについての御相談という形で1割以上の従事をお願いしているという状況になっております。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問がありましたらお願いしたいと思います。質問はありますか。

1 1 番 円滑化法の事業計画の期間、円滑化法のほうで借りる期間なんですけれども、申請書に令和8年1月1日から10年とありますが、契約書の方は令和8年2月1日から10年のようなのですが、2月1日からでいいですか。

申請人 ちょっと先月の総会に間に合わなくてということで、契約書のほうを1か月遅らせたという形になりますので、2月1日から大丈夫です。

1 1 番 事業計画の認定は、2月1日からして差し支えないでしょうか。

申請人 差し支えありません。

議長 ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆さん方からもその他の質問がございませんので……。ありますか。

1 1 番 もう1個聞いてもいいですか。3条許可申請書のほうなんですけれども、許可を受けようとする土地の所在等という欄の所有者欄が空欄だったんですけれども、これは貸主で間違いないですか。

申請人 間違いありません。

1 1 番 分かりました。ありがとうございます。

議長 岩崎委員、そのほかないですか。

1 1 番 厳密に言うと、この3条許可の申請書の1のところの当事者の譲渡人、譲受人、これはひな形がこうなんだと思うんですけれども、あるいは一番上の頭書きの当事者欄の譲渡人、譲受人とあって、今回所有権の移転とかではなくて貸し借りするだけなので、厳密に言ったら貸付人と借受人なんだろうなとは思いますが、それでよろしいですか。

申請人 はい。すみません、ひな形で進めてしまいましたのでそのような形です。

1 1 番 そこは訂正の御意思があるということですね。それを前提

としてということですね。

以上です。

議長 ひな形というか、こちらにちょっとミスがありまして、その関係で今質問がありました。今後このようなことのないように、こういった書類もしっかり訂正というか、しっかりした書類を出しますので、今後ともぜひほかにも借りられるようお願いいたします。非常に頑張っている方ですから、今後ともよろしくお願いいたします。

いずれにしても、頑張り過ぎて、お体には十分気をつけて農業従事していただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議決については議案ごとに分けて行いたいと思います。

まず初めに、議案第2号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

続きまして、議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議案に呈します。それでは、議案第4号について事務局より説明をお願いいたします。

局長 議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につ

いて御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。現地調査は嶋田職務代理、鴻地委員、清水委員、宿谷委員、宮岡委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第4号の1、上砂町5丁目の1筆となります。

略図の1を御覧ください。略図1は、武蔵砂川駅北側に広がる農地で、今後、ジャガイモやサツマイモの作付を予定しているとのことでした。肥培管理は良好で、境界については中心部以外は確認できております。また、中心部も申請者が棒を設置し、おおむね確認できておりますが、隣接農家と協議中とのことでした。また、協議されている境界付近に野木が生えており、耕作地内に伸びた枝については耕作の妨げとなりそういため、剪定するよう委員から指導がありました。

続いて、議案第4号の2です。砂川町4丁目の1筆と7丁目の4筆となります。

略図2-1を御覧ください。略図2-1は、砂川四番の北に広がる農地で、ハウス内ではトルコキキョウやストックなどの切花を、露地ではネギなど野菜を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

また、略図2-2を御覧ください。先ほどの畑のさらに北側に広がる農地となります。露地ではカブやニンジン、ホウレンソウなど、ハウスではイチゴを生産されておりました。肥培管理はおおむね良好でしたが、西側の鍵型になっている細く飛び出た部分には砂利が入っており、耕作されていない箇所がございましたので、改善するよう委員から指導がございました。また、北西部分、出っ張ったところが3か所ありますが、真ん中の出っ張りのところですが、北西部分には農機具置場が作られており、税務署の調査時点では認められたとのことでしたが、生産緑地での届出がされておりましたので、事務局から御案内をしております。境界は全て確認できております。

続いて、議案第4号の3、柏町2丁目の5筆となります。

略図の3を御覧ください。略図3は、砂川六番南の自宅前に広がる農地となります。ブドウなどの果樹を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第4号の4、若葉町3丁目の4筆となります。

略図の4を御覧ください。略図4の西側の畑は、第九中学校の東、自宅裏に広がる農地で、ブルーベリーやビワなどの果樹を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。略図4の東側の畑はブルーベリーやビワ、柑橘類を生産されておりました。畑の北東に簡易トイレが置かれておりました。処分するか、納税猶予地外に移動するように、委員より指導がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 確認を担当された地区委員から、補足説明をお願いいたします。

それではまず初めに、1番を鴻地委員、お願いします。

10番 略図の1を見てください。武蔵砂川駅の北側なんですが、今、事務局から説明があったとおり、肥培管理は問題ないんですが、L字になっているところの1か所、境界が確認できませんでした。御本人の仮の支柱みたいなものは立ててあるんですが、はっきりしていないところがあって、ただ、その状況で、引き続き3年の現地調査はどうも今回で3回目か、4回目か、5回目か、ずっとそれできちゃっているみたいで、何とかちゃんと確認するようには伝えたんですが、L字の北側の所有者が施設に入っておりまして、その辺はどうしたものかなど。皆さんに諮ったほうがいいのかなというか、質問というか、懸念事項というか、どうしたらいいのかなというところがあります。それ以外は確認はできております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を清水委員お願いします。

15番 略図2-1のほうですが、こちらの畑はほとんどハウスが建てられています。その周りでは、ホウレンソウ、小カブ等が植えられていて、ハウス内では結構花を栽培しているということで、トルコキキョウ等が植えられていました。左上のほうに臨時休業と書いてあるんですが、以前ここは直売をやっていたんですけれども、人を張りつけるのはもう大変ということで、臨時休業でなくて、もう辞めるということをしていました。こちらの畑に関しては境界も確認でき、肥培管理も良好で特に問題ないと思います。

続いて、略図2-2のほうですが、事務局が先ほど言われたように、一番下、底辺の左側のところ、兄弟が開発した際に測量したときに、どうも公簿上と面積が違うんじゃないかというところがあったので、今のところは、そのところはまた畑として耕作していくということで、今後その測量もはっきりしたいということでした。

また、単管パイプでトラクターや耕運機など農機具などが置いてある小屋があるんですが、相続のときに税務署の方が見て何も言われなかったのでこのまま来ていますよということだったんですけれども、今は単管パイプを埋め込んでありますので、ちょっと問題ではないかということで指摘はしたんですけれども、事務局のほうでそのところは調べますということでしたので、また後ほど事務局から報告をしてもらいたいと思います。こちらの畑は、スティックセニョールや小カブ、ハウスが建てていましたが、中にはイチゴが栽培されてきました。境界も確認でき肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を宿谷委員、お願いします。

7番 この畑の境界は全て確認できました。また、肥培管理もすばらしかったです。それと、この畑は苗床ハウスとブドウのシ

ヤインマスクットのハウスが入っていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番なんですけれども、本来私が調査するところなんですけれども、私が東京都農業会議の常設委員をやっています、そちらも担当していますので、どうしても出られなかった関係で、今回宮岡委員にお願いをして行っていただきましたので、すみません、宮岡委員、お願いします。

1 3 番 事務局の報告どおりで、肥培管理もよく、ビワとかブルーベリーとかナツミカンとかをやっている、やっぱりミカンがこの気候に合わないとかよく観察してやっているので、肥培管理は悪くありません。あと、周辺住宅にも、例えば中央の北側のところに大きな溝を掘って、この時期は果樹は絶対的に落ち葉が出るんです。それを止めていたりしたので、付近にも配慮しているし、悪くないと思います。

ただ1点だけ、右側の土地の北東部分の角に簡易トイレが置いてありまして、それは職務代理もおっしゃっていたんですが、これだけはちょっとどうにかしてくれということで、移動するか撤去しますというふうに返事を伺えたので、いいかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、追加説明があればお願いしたいと思いますので、岩崎委員、よろしくをお願いします。

1 1 番 1番のところは、事務局のほうで過去の経緯を調べてもらうようなお話が現地調査のところであったので、それはどうなっているのか、1つ事務局にお聞きしたいのと、御本人のお話だと、ちゃんと話し合ってくださいねとか解決に向けて動いてくださいねと言われているのでやっていますというお話だったんですが、最後にやったのはいつですかと聞いたら4年ぐらい前かなということで、少なくとも今回の3年に1回のこの3年

間は何も動いていないというところでした。

それで、境界はこっちなんですか、こっちなんですかという話で、ここに入っている野木を切ったほうがいいんじゃないですか、肥培管理に影響があるんですよと言うと、この野木が何かしなきゃいけないというんだったら境界はこちら側だと。——言っている意味は分かりますか——お宅のものではないんですねという話をしていたら、次は、これは境界としての木だから剪定する必要はないんだとか、境界木を置いちゃいけないというルールはあるのかとか、そういうお話で話が変遷して行って、御本人もどうしていいか分からずお困りの様子は強く感じられました。

なので、その発言を責める意図はないんですけれども、だからといって、ここ3年間何もしなかった状況で、農業委員会が来てもその場で話を変遷させて、話をすり替えて、ずっと何かのりくらしらなければ通るというふうな御認識を持たせてはいけないのではないかと思います。少なくとも行政指導をすべきで、その指導記録を残しておく必要は絶対あると思うんですね。今回、口頭でこういうふうにしたということを記録に残していないのならば、3年後にまた話が違う、そんなことは言われていないというふうになり、それはほかの農業者であるとか税制度に対する極めて不誠実な農業委員会の態度と取られかねないと思うので、その辺はどうにかすべき、それから過去の指導経緯とかは確認すべきかと思います。

以上です。

議長 1番から4番までで、1番だけでよろしいですか。全部含めてお願いします。

1 1番 1番から4番まで、3番の方は、農薬をまくとき用のシェードみたいなものがあるんですね。それは非常に勉強になりました。ほかは特にありません。

以上です。

議長 それでは、全体を嶋田職務代理、お願いします。

2 番 1 番の方ですけれども、今、岩崎委員が言われたように、現地でそういう形で、こっち、あっちというのがあったんですけれども、そのときの私たちが行ったときの指導としては、お示しいただいている位置が、あくまでもはっきりとした境界ではないですけれども、引き続き隣の方との境界確定までは今申請者の方がおっしゃられている位置が境界ということで見ていきますということで、そうすると、おつぎと思わしき木がかなり大きく伸びているところがありますので、そこについては、農業委員会の現地指導としては、その出ている部分について、あくまでも耕作で耕うんされているところがちゃんとありますので、そこにかかるところについてはちゃんと管理をしてください、切ってくださいというようなことです。

それで現地でもいろいろと問題になったんですけれども、下から切ると隣の人との境界が確定していないので怒られるとか、それはちょっと切れませんとかという返答だったんですけれども、ほかの農地でも、まだ、おつぎを境としてここですというようなところも現地に調査に行くとありますので、本来はここですと確定してもらうのが一番なんですけれども、今回の場合ですと、相手の方が体調不良ですとかそういうようなことでお話がなかなかできないという状況もありますので、一応今回の調査においては、申請者の方がここが境界ですと言われている目印をもって指導して、それに対してちゃんと管理をしていただければ、今回の納税猶予の引き続きの証明書は出す方向で総会には諮りますというようなことで言ってきました。

それで、今、岩崎委員が言われたように、この経緯というのが残っていないと、言われたのに、4年前ですということは、今回の相続の期間は何にもやっていないということになりますので、なかなか状況としては難しいでしょうけれども、その辺は引き続き、次の証明書の期間の間には、せめてもう少しアプローチをしてくださいと、確定するようなことは進めてくださいということも、併せて指導というか、お話はさせていただ

ているので、一応、今回はそういうことで現地調査も済ませておりますので、その辺も皆さんに審議していただきたい。

私個人としては、今そういう状況で、あくまでも仮ですけれども、その境界石をもって指導して、それに対して改善をしていただけるということなので、今回の証明については、お願いというか、よろしいんじゃないかというふうに考えております。1番についてはそれです。

あと、2番の方ですけれども、現地を見たときに、一番端っこの非常に細いところなんですけれども、親族の方が持っていた畑があって、そこをここで売却されたような形で、今まではそこは納税猶予には入っていなかったという認識を持たれていたんですけれども、やはりそういうことがあって、明確にここは申請地であるということが分かりましたので、本人も了承しておりますので、今状況としては通路という形で砂利がひいてあるので、砂利を除いてもらって農地として使えるかどうかという非常に面積も小さいところなんですけれども、今のままではちょっと問題があるので、砂利は除いて畑として使えるようにはしてくださいという指導をして、分かりましたということでしたので、今回はそれでお願いしたいと思います。

あと、4番の畑ですけれども、1つ簡易式のトイレが置いてあったんですけれども、これはちょっと問題ですということでしたので、本人にお伝えしたら撤去していただけるということでしたので、問題ないかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありました件について、御質問があったらお願いします。

3番 1番の方と最後の4番の方ですけれども、1番ところは、石は入っていないんですか、つぎの木が境というのは。

2番 そのところは、石は入っていません。先ほどから言っているように、隣の方との境界が確定していないという状況ですので、あくまでも今回の申請者の方が、ここが代々言われている

境界だということ。

3 番 境の方が施設へ入っているわけですね。今はいいですけども、今後だんだん高齢になってきてその人亡くなっちゃったりすると、難しくないですか。

私、思うんですけども、この方のことはちょっとおいておいて、3年に1回これをやるということは、やっぱりその間に石の確認とかというのはちゃんと取ったほうがいいと思うんです。3年に1回、次のときまでに石を探しておきますよなんていうとまずやらなくて、次の3年後もまず出てこないの、こういう会があって、そこどうするのかを決めるんだから、1回現地調査で見てもらったときに、探せなかったら、総会のときまでに委員の方に探してもらおうようなことをやってもらったほうがいいと思うんだよね。

あと、4番の方なんかも、トイレを撤去しますよ、じゃ、いつやるの、いつまでにやるの、それを撤去したというのを確認した上で総会に上げるようなことをしないと、いつまでたっても何かきれいにならないんじゃないかと思うんです。どうですか。

1 4 番 境界の石は、多分1人だけで掘れないと思うんです。お互いの境界の理解があって石を入れるものですから。ただ、その方はその木が境界だと思っていたから今まで来たと思うんです。もう1個、トイレの関係ですけども、いつまでに撤去してとなると、その方もいろんな事情があるから、そういう言葉を信じたほうがいいんじゃないかなと自分は思っているんですが、いかがですか。

3 番 それもあるかもしれないけれども、現地調査をやって総会を開くわけですから、やっぱり何らかの前進がないと、いつまでたっても分からないところは不明のままに行ってしまうような気がするんですけども、いかがですか。——ごめんなさい。皆さんにお聞きします。

1 4 番 境界が分からないということですか。

3 番 境界が分からないところは、うちのところの話をしますと、現地調査のときにうちなんかでもやっぱり出てこないところはあるんですよ。それは、そこの人に総会までに出してくれと、見に行くからと。そこで、総会前に出ないと通らないよと伝えます。

1 4 番 プラぐいか何かを打っているの。

3 番 プラぐいじゃないところもありました。

1 4 番 だから、石というのはお互いの境界を確認し合って、そこで入れるもんだから、簡単には入れられないと思うんですよ。だから、逆に言ったら、多分それはプラぐいがないからと自分は思っているんです。

3 番 やっぱり3年もあるので、耕している間に土に埋もれちゃうところもあるんですよ。だけれども、そこで探さないと、3年後もまた同じ状況なので出てこない。3年ごとにやっぱり石の場所はちゃんと確認ができるようにしておいたほうがいいと思うんですよ。

1 4 番 それはそう思います。簡単に石は入らないということです。

1 7 番 先ほどの説明の中で、木があったということは、石が必ずあるわけではないんじゃないの。売買でもしなきゃ、そんなに石ばかり入れる必要ないわけじゃない。うちの地区もおつぎはいっぱいありますよ。普通に相続が起きた場合に、税理士が立ち会っても、はっきりここですとはやらないですよ。プラぐいを、せいぜい50cmぐらいのところにありますねでプラぐいを打って、それで全然何の問題もないということで、それはどこのうちでも多分やっていると思います。これが売買となると5cmだっただけでずれたらすごい問題になるけれども。だから、大体ここら辺だよというのを認めていかないと、現地調査なんか進まなくなってしまうと思います。

1 1 番 高杉委員の意見は私もすごく賛成なんですけど、一般的に探せるくいの話と、今回の1番の人の話はちょっとまた違う話で、1番の人は、これもちょっと長くなるんですけど、木があ

って、その木は、最初に話を聞き始めたときには境界だと言っていないで、この木は何の木ですか、何の実がなるんですか、収穫するんですかと聞いたら、分からない、こぼれ種じゃないとか言っていて、その後、境界はどこですかとかそういう話をしたら、これが境界木で昔からあるんだ、その意図で入れたんだというふうに話を変遷していましたので、本当にそれが境界の木なのか分からないという前提があります。それが1つ。

あと、その方が僕はここだと思っていますというところに棒が刺さっていて、仮にこれが境界木だと言うんだったら、僕はこっちで、この木はあっちの人に剪定してもらってください、僕はこっちだと思いますと言い始めて動かそうとしたという前提があるんです。

その事実があったほかに、相手の方はどこだと言っているんですか、相手の方はこっちだと言っているんですかと聞いたら、もっと6m奥のところだと言っているんだというところで、全く主張が違うという現実があります。

なので、今回の件を1週間とか2週間とかで、くいを掘ってきてください、石を掘っておいてくださいという話とはまたちよっと違うということです。

今回については、本当に田中委員がおっしゃるように、相手があることで、相手と全く主張が違うんですね。1mずれているとかいう話ではないんです。全く違うところにあって、かつ、話合いに応じてくれないと。御本人は御高齢のようですがけれども、御家族がいらっしゃって、そちらの御家族がなかなかお話に応じてくれないというところで、最悪その境界は境界確定の裁判というもので決する、そういう場合は決するということなんです。なので、決めることはできるはずなんです。御本人がやりたくないとおっしゃっているところが問題であると。解決方法があるのに、それに対する解決の意欲がないという点が大きな問題だと私は思っています。

なので、そこについてはやるべきことなんだという意識を持

っていただく、そのための行政指導が必要だというふうに私は考えています。それで、事務局はその後、過去のところをお調べいただけたのか、ちょっとそこも聞きたいと思います。

議長 鴻地委員に聞きたいんですけれども、この調査に立ち会った方は、実際に長男の方とか次男の方なのか、ここに住まわれている方なんですけど、それとも急に来た人なんです。分からない人が来たとかということもあるので、その辺はどうなんです。

10番 現地調査のときにいた人は次男です。長男もいるんですが、長男は住んでいるんですが、ちょっと病があって、地域の付き合いとか農業はできない。お母さんというか、御本人は高齢なので実際に耕作はできない。耕作しているのは、その現地調査のときにいた次男の人。住まいはそこではないと。だから、定期的に通って畑の管理はちゃんとしていることはしている。過去のそういったいきさつは、あやふやといえればあやふやなんですよね。ここじゃないか、ここじゃないかというところで、私も昔から知っている人なんですけど、実際のところは本人もちゃんと分かっていないとは思いますが、岩崎委員が言うように、行政指導というか、どういう方法がいいのか分かりませんが、多分ずるずるずるずるとこのまま隣の人の相続、もしくは本人の相続が発生するまでこんな感じで行っちゃうような気がします。

そのときに事務局に確認してほしいといったのは、岩崎委員が言うように、前回、前々回とか、そういう議事録で多分こういった議論をされていると思うので、どうだったのかなというのはちょっと確認したいなと思います。

以上です。

16番 特定の生産緑地に移行するときに、簡易ですけれども測ったような気がするんですよ。そのデータというのは農業委員会には来ていないんですか。

14番 都市計画課。

1 6 番 都市計画課が持っている。その辺のデータも見てもらって
……。

2 番 ただ、それも確定はしていない。

1 6 番 確定じゃないですよ。

2 番 あくまでも、申請者の方がここだというところで申請をしている。そもそもの話が、確定測量をつけて申請をしてくださ
いという申請ではないんですよ。納税猶予にしても、その本人
が思っているところと言ったらあれですけども、ここです、
ここです、それで公簿上の面積がこれですと。それで申請書
を作ってそれで審査をして、それで許可なりが出るというような
ことなので、そもそもがあやふやといえればあやふやなものでも
オーケーといえればオーケー。ただし、ここですよという自分の
思いをちゃんとってもらわないと、それを確認しに行っている
ので、境界の例えば周りが全部宅地開発が進んでいるという
ことであれば、そこでは必ず境界の畑の所有者の人も判子をつ
いているだろうし、そういうのが石として入っている、それは
確認できる。ただ、大昔から、代々ここが境ですよというおつ
ぎをつくっている場合、そこに対しては両方でこの真ん中が境
界ですといったときに、その場所にプラぐいでも打ってあれば、
そこにくいがありますねというのが、委員会での確認の仕方し
かないんですよ。

先ほど来から言っているように、岩崎委員も言っているよう
に、最初に示してあったこのくいが境界ですかというと、のら
りくらしとあっちです、こっちですとなるので、当日の現地調
査もすごく時間かかっちゃったんですよ。

だから、それをやはり問題意識として、その申請者の方がこ
こですよというふうに言ってくれば、それを基にして委員会と
しては、分かりました、この範囲で今回の納税猶予を受けてあ
るのであれば、この木については管理としてはちょっと問題が
あります。今のままでは納税猶予の証明書を出すことができな
いのでここは切ってくださいとか、そういう指導ができるんで

すけれども、できるというか、今回はそういうふうにしてきました。

今示してもらっているくいを、あくまでもここですということで、今回の申請に対しての境界はここですということを示してもらったということで、そうすると、この木が今出ていますと。出ていますと言ったら変ですけれども、自分で耕作している範囲からもかなり越境しているところがあるので、そこについては、ちゃんと剪定なりをしてくださいと。あわせて、今言っているような境界確定というのを速やかにやってくださいと、あわせてやってくださいというお願いをしてきて、委員会としてはどうするんだと。これをずっと、今度また委員の人が替わる。全部替わってしまう3年後、6年後になったときに、一応こういう指導をしていましたよねと。それができていないときには、また次のときには、もっと強いことが指導としてできるのかなということなので、今後こういうところがあるのであれば、議事録と言ったら変ですけれども、当然そういうのを残して行って、それを確認してくれということで事務局さんに当日はお話があったんだと思います。

そういうふうにするしかないというか、そういう指導で今回のことは証明をする方向でいいのかなと思うんですけれども。

議長

3年前、もう私は会長でしたから、恐らくここは行っているはずですが。そのときに、ただ、さっき言ったように、その方は今回みたいな曖昧な言い方はしてなかったと思います。ただ、あそこに石があったのかなのかというのは分かっていない方だったと思いました。恐らくこの総会の中では、地元の農業委員さんにも、皆さんと当然協議して、3年後までというか、分かるようにしておいてくださいねという形を取ったような気がします。議事録を見ていただければ、そんな感じじゃなかったのかなと思います。

ただ、いずれにしてもさっき言ったように、本当に実際に石が存在しているのかしていないのか、おつぎなのかどうなのか

というのも来た人だって分からないので、その辺は非常に難しいところだと思うんです。ただ、いずれにしても、今回の引き続きについては、ちゃんと耕作してあるということなので、当然はつきりするようにしなくちゃいけないと思いますが、証明書に関しては私は問題はないのかなとは思いますが、ただ、岩崎委員が言ったように、しっかり分かるようにするように、やはり指導していかなくてはいけないので、その辺を行うようにして、ただ、どのような内容で進めていっていいのかというのはちょっと分からないんですけれども。

- 1 1 番 現場でお話しした内容は、既にメモなりなんなり記録に残っているのでしょうか。残すべきですよ、残さないといけないですよという話を現場ですてから2週間ほどたちますが、そこはいかがでしょうか。

係長 すみません。今、委員からお話がありました件ですが、今回の総会に向けてのメモをちょっと取らせていただきまして、今回、局長のシナリオなどに反映させていただいたものとなります。

現場で委員の方が、この場所が境界というところで所有者の方と話が、いろんな意見が委員ごとに話があったこともありまして、正直全てのことをこちらでメモを取り切れていなかったのではないかなと今委員のお話を聞いていて感じております。我々の持っているメモだと、そこまで細かい意見の部分について書き切れていないというところがございます。

前回、3年前の議事録ですが、やはり3年前も委員から指摘がありました、強い指摘というものではなく、先ほど会長がおっしゃっていたような形の指摘があつて、次回までにということで協議は進んでいったとなっております。

ちょっとそちらを少し読ませさせていただきます。

きれいに管理されておりました。大半の境界は確認できましたが、一部、隣接の所有者との境界が不明瞭な箇所がありました。今後確認を進めていただくよう、委員から指導がございま

した。

また、委員からのお話です。前回も実際に作業されている方は次男の方がされているというところで、やはり先ほどのお話、隣と何かもめている部分がある、昔からちょっと話があったみたいだという所有者の方からの説明は、議事録では残ってございます。今後、区画が分からないところについては、話し合いではっきりさせるということになっておりますと、議事録では、所有者の方がそのようにお話をされたということで、委員からも話があったことが議事録には載っています。

今回の引き続き農業経営を行っている旨の証明につきましては、今回で4回目となります。過去から引き続き証明を重ねてきたときに、確認という部分が、そのときの都度の農業委員会のほうでは、確認をしてくださいねという指導を基に証明書の発行はされてきたということになっています。

委員の御質問に全てお答えができていないと思うんですけども、今現在、事務局で確認したお話とさせていただきます。

- 1 1 番 質問なんですけれども、農業委員会に限らずなんですけれども、行政指導は濃淡あると思うんですけども、きちんとしなきゃいけないようなときに、それを事務局担当者や一職員の手元メモではなく、正式な記録として残していくということはあると思うんですよ。例えば福祉課とか指導記録とかがあると思うんですけども、そういった形で残すことはしないのか、すべきか、ちょっとそここのところも含めてなんですけれども、記録を残してほしいということの趣旨は、手元メモを取ってほしいという意味ではなくて、農業委員会として相手に何を伝えたかを明確に後に伝えてほしいという趣旨なんです。私の発言としては、ですので、現場でいろいろな委員とのやり取りがあったのは、もちろん記録として残ればより分かりやすいですけども、先ほど嶋田職務代理がおっしゃった現場で最終的にこういう指導をしてきましたということが、いついつ、どこどこで誰に対してこういう指導をしました、これが農業委員会の姿勢です、態

度です、指導ですということを残しておく必要があるのではないかと趣旨で私はお話をしたんですね。

なので、今のこの議事に載りましたので、議事録として先ほど嶋田職務代理からお話があったので、議事録を確認することではそうなるとは思いますがけれども、本人に3年後、本人が知らないよと言ったときに、いや議事録にこうやって載っているからというのだと、多分1個伝聞を挟んじゃっているんですね。だから、現地でこういうふうにしたという記録はやっぱり必要なんじゃないかと。そういうような手続、オペレーションというか、そういうことはちょっと考える必要があるんじゃないかと。

それは今回のものもそうだし、ほかの農地パトロールでの強い指導とかも多分そういうことだと思うんですけども、その辺というのは、私は市役所の内部の手続とか書類とかは分からないんですけども、局長、いかがなものなんでしょうか。

局長 問題になっている部分、苦情相談とかそういったものについては、どのような形で対応したのかという対応記録を残すようにしております。農業委員会の実地の現地調査での内容についても、ここの議事の中で反映されるというところ、皆さんから御報告もいただき、また、私からお話しさせていただき説明の中に反映をさせていただいて、そこで確認ができるようになるので、それでよかろうというところで今まで考えてきておりました。ただ、今お話しいただいている内容については、ここでまた決を取っていただいた中で、行政指導が必要だと、文書指導なり、メモもきちんと残しておくべきだろうというところを踏まえて記録として残していくということは、また別にまとめて、きちんと引き続き3年後にまた確認ができるようにしておくという意味合いでは必要だろうなと認識をしております。

毎回毎回全てのメモを取って、全て記録に残していくといった作業までは、正直なところできないというところもありますし、ここの中で確認できればそこで済んでしまうということが

ありますので、そこはうまく濃淡をつけさせていただいて、ただ、指導していくものについてはやはりメモをきちんとその中に、いつ現地調査に行った、いつの総会でそういったお話があった、今後はこの行政指導をしていったんだという順番が分かるようにして記録を残しておくということは、当然行政がやらなければいけない内容だと認識しておりますので、ちょっとそこはオペレーション、どのような形で残すのかというところもありますけれども、この後、指導していくというお話になっていくのであれば、きちんとそこは残せるようにしておきたいと考えております。

議長 よろしいですか。

1 1 番 はい。

1 5 番 2 番の方の畑にある単管パイプの小屋なんですけれど、たしか、現地で事務局で都市計画のほうと相談してみるということだったんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

主事 確認いたしました。現地に単管パイプで建てた農業器具などを置く倉庫がございまして、こちらについては、生産緑地上、90㎡以下の仮設工作物に当たりますので、法律上許可は必要ないものでした。立川市の運用上、90㎡以下の農業生産に関わる施設などにつきましては、届出を設置者をお願いしておりますので、届出を出すようにこの方にはお願いをしております。

1 5 番 既に申請者には言っていますか。

主事 申請者に言いました。早急にと伝えておりまして、1月中には頂くように依頼をしております。

議長 そのほか御質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、そのほか質問がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について議題に呈します。事務局より説明をお願いします。

局長 議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして、1件御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図を御覧ください。土地の所在は、砂川町2丁目の1筆、面積は948㎡です。申出事由は死亡、証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第5号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

担当された地区委員から補足説明をお願いします。補足説明を内野委員、お願いします。

4番 この土地なんですけれども、今現在は息子さん御夫婦が管理しております。畑を見に行ったときに、まだハウレンソウの収穫をしまして、少し草は目立ったんですけれども、収穫し終わった後、トラクターできれいにうなるそうです。買物のときに結構ここを通るんですけれども、いつも畑のほうはきれいにしているので、主たる従事者の証明については問題ないと思います。

袋地の説明は、事務局から説明があると思いますので、以上です。

局長 今回の農地が買取り申出で出ますと、その奥の農地が袋地の農地という形になってしまうということで、図の右側に袋地の農地の例ということで示させていただいております。こちらについては、係長から具体的内容について情報共有させていただきたいと思います。

係長 証明の確認をしていただくために委員にお願いしたときに、

袋地の農地が奥にあるよということで質問がございましたので、皆様と情報の共有をさせていただきたいと思います。

今回買取り申出を目的とした農地とは別のものですが、この北側に農地がございます。そこは袋地となっており、これまでは農地内の農道を利用し、中に入ってきた経緯がございます。今後売買されてしまいますと畑に入ることが困難になるため、委員より心配の声が上がったというものです。

袋地の農地につきましては、民法210条で「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。」とされ、公道に至るためのほかの土地の通行権という権利があるということです。通行する権利として認められたものとなっております。所有者同士で協議して、通行させてもらうということになります。この権利につきましては、必ずしも、例えば車の通行までを認めるものではないようであり、歩行など出入りができる必要最小限が認められているとされているようです。また、通行料などを求められる可能性もあるとのことですが、農業者にとっては、農業者同士の個々の協議により通行させていただくところになるかと思うんですが、一般的には通行料が発生なども出てくる可能性もあるものとなります。

農業委員会として、積極的にこの部分について介入するところまでは考えてはございませんが、買取り申出の申請をされた方には、そのような法的な権利が袋地の農地の方にありますよということは、情報等の提供をさせていただく予定です。

なお、この農地の奥には国有農地があります。また、東西にもほかの方の所有地がございますので、それらの方との交渉もあり得るのかなと考えております。ちなみに、国有農地につきましては、東京都に確認をいたしまして、もし国有農地を通行したいという相談があった場合は、東京都が窓口となりますので、そちらに相談をしてくださいということは確認させていただいております。

今後も、この農地に限らず袋地の農地が問題となる可能性も
ございますので、その点につきまして委員の方々には情報の共
有をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありました件に
ついて、何か御質問ありましたらお願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め採決に移ります。

議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての
証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願い
いたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに
決めます。

続いて、その他で事務局から何かございますか。

局長 特にございません。

議長 それでは、本日の審議はこれで終了でございます。次回の
農業委員会は2月26日（木）午後3時から208・209会
議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後5時25分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員